



事業所へ従業員の家賃を最大2万円/月補助します

うきは市は、市内で住宅を借りる従業員を雇用する事業所に対し、令和4年4月から補助金を支給します。事業所で働く方の市内居住を促進し、域内での雇用の強化と、地域経済の活性化を期待するものです。

申請者 事業所が対象者をまとめて申請
(個人での申請は不可)

対象者 事業所に雇用または、異動などで
赴任され、うきは市民になった方

- 要件**
- 1.住民票の住所が市内であること
 - 2.雇用保険に加入していること
 - 3.他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
 - 4.賃貸住宅の契約者が被雇用者(個人)であること
 - 5.賃貸住宅が雇用主が所有する社宅や寮でないこと
 - 6.公営住宅等の公的な住宅でないこと
 - 7.雇用主は被雇用者に家賃補助として支給すること
 - 8.市税等を滞納していないこと

補助額 【事業所から住宅手当を受けていない方】

家賃(※1)の1/2、浮羽町域は2/3

【事業所から住宅手当を受けている方】

家賃(※1)から住宅手当を除いた金額の1/2、浮羽町域は2/3

ただし、いずれも上限額は、2万円/月となります。(最大3年間)

(※1)家賃とは、共益費、管理費、駐車場費等を除いた金額



●問合せ 都市計画準備課 計画・調整係 ☎76-9063 E-mail keikaku@city.ukiha.lg.jp



東武トップツアーズ株式会社より 企業版ふるさと納税の寄付をいただきました



東武トップツアーズ株式会社(本社:東京都墨田区)様より、観光でまちの活性化に取り組むうきは市に、企業版ふるさと納税として300万円の寄付をいただきました。

2月25日に市役所で行った目録受贈及び感謝状贈呈式で、同社九州統括部長の草場孝義様から高木市長へ目録が手渡され、「うきは市の知名度向上につなげてほしい」とコメントされました。頂いた寄付は、市のPRや観光事業に活用させていただきます。

●問合せ 企画財政課企画調整係 ☎73-9152